

# 環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ

- 論点6.1「世銀ESS2 労務管理手順、  
労働安全衛生対策の参照の要否」

# ① レビュー調査結果（論点6.1）

## ■ 世銀のSGPからESFへの変更点

- セーフガードに関する9つの個別規程（OP, BP）を一本化。ESFには10のESSが含まれ、プロジェクトには全てのESSが適用される。旧SGPには含まれていない、もしくは独立した規定としては存在していなかったが、新たにESSとして示されたのは、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関（ESS 9）、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）である。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-10より一部編集）

## ■ 世銀ESFと現行GLの相違点

- 全般的事項として、世銀ESS1「環境社会リスク影響の評価と管理」では相手国等に対して以下の文書の作成を求めている。
  - ①ESIA報告書の作成：プロジェクトによる環境社会リスクと影響を評価する。プロジェクトライフを通じた、直接的、間接的、累積的なリスクと影響を評価し、ESSs2-10にある要求事項を満たすものとする（ESS1 para 23-）。社会面には、事業に関係する労働者（ESS 2）や周辺コミュニティへの配慮（ESS 4）が含まれる。

# ① レビュー調査結果（論点6.1）

## ■ ESS 2 「雇用と労働条件」

- 適用対象：以下の4分類の労働者に適用される、
  - a) プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、
  - b) コントラクター雇用の労働者、
  - c) コミュニティ労働者、
  - d) 一次供給者（primary suppliers）の労働者。
- a)とb)に対しては、以下①～③、即ち、労働監理計画（Labor Management Plan: LMP）、労働安全衛生対策（Occupational Health and Safety Measure: OHSM）、苦情処理メカニズム（Grievance Mechanism: GM）の対応が求められ、c)はプロジェクトの性質規模等に応じてLMPと労働安全衛生の一部、d)は以下①-③の対応は求められないが、児童労働や強制労働、労働安全面の重大な欠陥が確認された場合は改善措置を要求する。
  - ① LMPの作成：労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社団体交渉の自由、児童労働強制労働の禁止等に係る根拠法等の内容が盛り込まれる。
  - ② OHSMの作成：関連するEHSガイドラインを踏まえ、労働者の労働安全衛生対策を整理した文書で、実施機関によって作成され、コントラクターが実施監理することになる。
  - ③ GM：労働者向けに設置が求められる。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-22より抜粋。一部編集）

# ① レビュー調査結果（論点6.1）

## ■ IFCのPS 2「雇用と労働条件」

- 世銀ESSでいうLMPやOHSMといった特定の文書名は無いものの、ESS 2の労務・労働安全衛生の重要な要素はほぼ等しく網羅されている。

## ■ JICA GL

- 別紙1「検討する影響の範囲」の中で、「労働環境（労働安全を含む）」と記載しているが、それ以上は規定されていない。

（レビュー調査最終報告書（案）p4-22より抜粋。一部編集）

## 論点6.1「世銀ESS2 労務管理手順(LMP)、労働安全衛生対策(OHS)の要否」

### 1. 労務管理手順、労働安全衛生対策を参照する場合の留意点